

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○

処 分 庁 安芸市長 横山 幾夫

審査請求人が平成30年4月19日付けで提起した、処分庁安芸市長（以下「処分庁」という。）による平成29年度市民税・県民税課税処分及び督促処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求のうち、平成29年度市民税・県民税の課税処分に係る審査請求は却下し、平成29年度市民税・県民税の督促処分に係る審査請求は棄却する。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成29年9月、地方税法の規定に基づき、賦課期日（平成29年1月1日）現在に安芸市内に住所がなく、安芸市内に家屋敷を有している者の調査を行った。
- 2 処分庁は、平成29年9月5日付けで、審査請求人の住所地市町村に対し、課税状況の照会を行った。
- 3 処分庁は、審査請求人に対して、家屋敷の使用状況を確認するため、平成29年10月16日付けで、個人住民税申告書（家屋敷課税用）を送付したが、申告期限であった平成29年11月10日までに申告書は提出されなかった。
- 4 処分庁は、審査請求人に対して、平成29年度の市民税・県民税課税処分を行い、平成29年11月27日付けで、審査請求人あてに通知した。
- 5 処分庁は、審査請求人に対して、平成29年度の市民税・県民税未納分について督促処分を行い、平成30年2月19日付けで、審査請求人あてに通知した。
- 6 審査請求人は、平成30年4月19日付けで、安芸市長に対して本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

安芸市長が審査請求人に対し平成 29 年 11 月 27 日付けで行った平成 29 年度市民税・県民税課税処分及び平成 30 年 2 月 19 日付けで行った平成 29 年度市民税・県民税督促処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

倫理的な根拠に基づく説明がなく、税の公平性の観点から課税に納得できないため、処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

(1) 市県民税（家屋敷課税）は、地方税法第 24 条第 1 項第 2 号及び同法第 294 条第 1 項第 2 号の規定に基づく課税である。

(2) 審査請求人は、安芸市内に住所がなく、安芸市内に家屋敷を所有し、住所地で市県民税の均等割を課されている。また、その家屋敷については、空き家である。

(3) 審査請求人は、倫理的な根拠に基づく説明がないことを主張しているが、法的根拠に基づく処分であり、その説明は行っている。

(4) 課税処分、督促処分ともに違法はなく、本件処分を取り消すべき理由はない。

理 由

1 本件処分に係る法令等の規定

(1) 市民税・県民税（家屋敷課税）の賦課対象者について

地方税法第 24 条第 1 項第 2 号及び同法第 294 条第 1 項第 2 号並びに安芸市市税条例第 23 条第 1 項第 2 号によれば、市内に家屋敷を有する個人で当該家屋敷を有する市町村に住所を有しないものにあつては、均等割額によって市県民税を課すると規定している。

(2) 審査請求の期間制限について

処分についての審査請求は、行政不服審査法第 18 条第 1 項により、処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月を経過したときは、することができないと規定している。

(3) 租税法律主義について

憲法は、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うことを定め、新たに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要としており、それゆえ、課税要件及び租税の賦課徴収の手続は、法律で明確に定めることが必要である（最高裁昭和 55 年（行ツ）第 15 号同 60 年 3 月 27 日大法廷判決）。そして、このような租税法律主義の原則に照らすと、租税

法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではないというべきである（最高裁昭和43年（行ツ）第90号同48年11月16日第二小法廷判決、最高裁平成19年（行ヒ）第105号同22年3月2日第三小法廷判決）。

2 本件処分の適法性及び妥当性に対する判断

上記1.(1)で述べたことを、本件の事実関係に照らして判断すると、平成29年度分の市県民税の賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日）現在、審査請求人は、安芸市内に家屋敷を有する個人で、安芸市の住民基本台帳に記録されておらず、その記録されている市町村において住民税が課税されていることが認められることから、審査請求人は、地方税法第24条第1項第2号及び第294条第1項第2号並びに安芸市市税条例第23条第1項第2号並びに高知県税条例第32条第1項第2号に規定する市民税・県民税の納税義務者に該当するため、これらの規定に基づく本件処分に違法及び不当な点は認められない。

また、上記1.(2)で述べたことを、本件の事実関係に照らして判断すると、処分庁は、平成29年度分の市県民税の納付書を平成29年11月27日に審査請求人の住所地に送付しており、遅くとも平成29年12月1日頃には審査請求人に送達されたものと推定される。（地方税法第20条第4項）

よって、審査請求人が本件課税処分があったことを知った日は、遅くとも平成29年12月1日頃であり、本件審査請求のうち、課税処分に係る審査請求は、同日から起算して3か月を経過している。処分庁が送付した納付書には、行政不服審査法に基づく不服申立ができる旨の教示が記載されていることから、法定の不服申立期間を経過して提起されたことにつき、正当な理由は認められず、不適法である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分について、倫理的な根拠に基づく説明がなく、税の公平性の観点から課税に納得できないため、処分の取消しを求めると主張するが、地方税法第24条第1項第2号及び第294条第1項第2号並びに安芸市市税条例第23条第1項第2号並びに高知県税条例第32条第1項第2号の規定による課税の要件、及び地方税法第329条の規定による督促処分の要件となる事項には関係するものではないため、審査請求人の主張には理由がないものと認められる。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

そのほか、本件処分の内容及び手続に違法及び不当な点は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求のうち、課税処分に係る審査請求については不適法であり、督促処分に係る審査請求については理由がないことから、行政不服審査法第45条の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年8月23日

審査庁 安芸市長 横山 幾夫

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。